

令和4年第1回定例会
新冠町議会会議録
第4日（令和4年3月17日）

◎議事日程（第4日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第16号 令和4年度新冠町一般会計予算
- 第 3 議案第17号 令和4年度新冠町簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第18号 令和4年度新冠町下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第19号 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 第 6 議案第20号 令和4年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第21号 令和4年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算
- 第 8 議案第22号 令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 第 9 会議案第2号 閉会中の継続調査について
- 第10 会議案第3号 閉会中の継続調査について
- 第11 会議案第4号 閉会中の継続調査について

◎追加日程

- 第1 議案第23号 令和4年度新冠町一般会計予算
- 第2 発委第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	坂	東	桂	治	君
保	健	鷹	背		寧	君
税	務	原	田	和	人	君
産	業	島	田	和	義	君
建	設	関	口	英	一	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	坂	本	隆	二	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
養	護	工	藤		匡	君
老	人	湊		昌	行	君
ホ	ム	新	宮	信	幸	君
所	長	小	林	和	彦	君
管	理	楫	川	聡	明	君
課	長	下	川	広	司	君
社	会	谷	藤		聡	君
教	育	八	木	真	樹	君
課	長	三	宅	範	正	君
総	務	磯	野	貴	弘	君
課	長	小	久	保	卓	君
総	括	坂	元	一	馬	君
主	幹	佐	々	木	京	君
企	画	曾	我	和	久	君
課	長	岬		長	敏	君
総	括					
主	幹					
産	業					
課	長					
総	括					
主	幹					
建	設					
水	道					
課	長					
総	括					
主	幹					
管	理					
課	長					
総	括					
主	幹					
社	会					
教	育					
課	長					
総	括					
主	幹					
代	表					
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	伊	藤
									美	幸
									君	君

(午前9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） ただいまから令和4年第1回新冠町議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員、6番、竹中進一議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第16号ないし日程第8 議案第22号

○議長（荒木正光君） ◎日程第2、議案第16号から日程第8の議案第22号までを一括議題といたします。

ただいま議題となりました本案は、予算審査特別委員会に付託され、審査を終えて議長に報告が提出されており、お手元に配付のとおりであります。

審査結果について、令和4年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

但野裕之委員長。

○予算審査特別委員会委員長（但野裕之君） 令和4年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託された事件の審査の結果を報告いたします。

令和4年度予算審査の結果、議案第16号から議案第22号までの一般会計及び特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。令和4年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会 但野裕之。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。
お諮りいたします。本7議案は、質疑討論の申し出がございませんので、質疑、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認め、質疑、討論を省略いたします。

日程第2、議案第16号について採決を行います。

議案第16号 令和4年度新冠町一般会計予算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 17 号について採決を行います。

議案第 17 号 令和 4 年度新冠町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 18 号について採決を行います。

議案第 18 号 令和 4 年度新冠町下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 19 号について採決を行います。

議案第 19 号 令和 4 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 20 号について採決を行います。

議案第 20 号 令和 4 年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 21 号について採決を行います。

議案第 21 号 令和 4 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 22 号について採決を行います。

議案第 22 号 令和 4 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 9 会議案第 2 号ないし日程第 11 会議案第 4 号

○議長（荒木正光君） 日程第 9、会議案第 2 号、日程第 10、会議案第 3 号、日程第 11、会議案第 4 号 閉会中の継続調査について、以上 3 件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、議会あり方協議特別委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第 2 号、会議案第 3 号、会議案第 4 号は、申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎追加日程の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から、議案第 23 号 令和 3 年度新冠町一般会計補正予算が、加えて議会運営委員会委員長から発委第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議が、それぞれ提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案 2 件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号を追加日程第 1、発委第 1 号を追加日程第 2 として取り扱うことに決定をいたしました。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 07 分

再会 午前 10 時 08 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第 1 議案第 23 号

○議長（荒木正光君） 追加日程第 1、議案第 23 号 令和 3 年度新冠町一般会計補正予

算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第 23 号 令和 3 年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

次ページをお開き願います。このたびは 10 回目の補正となります。歳入歳出予算の第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,019 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 5,736 万円にしようとするものです。このたびの補正は、除雪費の追加及び株式会社新冠ヒルズ所有の建物等並びに備品の購入に係るものとなっております。建物等の購入は株式会社新冠ヒルズ代表取締役鳴海修司を相手方とするものであり、町の代表である鳴海町長と相手方は代表が同一である直接取引に該当するため、提案に当たっては購入対象物件の詳細を説明することで、予算措置の明瞭性と公平性をご理解いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6 ページをお開き願います。各科目に計上しております除雪業務委託料につきましては、道路維持費を除きまして 2 月実績及び 2 月実績の額のおおむね 2 分の 1 の額を合算した金額を計上してございます。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、38 万 9,000 円の追加は、役場駐車場等に係る除雪業務委託料の増額です。3 目財産を管理費、7 万 6,000 円の追加はレ・コードパークの通路に係る除雪業務の委託料の増額。6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費、1,587 万 4,000 円の追加。12 節接委託料、12 万 7,000 円は道の駅構内に係る除雪業務委託料の増額。16 節公有財産購入費、786 万 2,000 円株式会社新冠ヒルズ代表取締役鳴海修司が所有する社員寮及びプレハブ小屋を購入するための増額です。社員寮及びプレハブ小屋は温泉施設敷地と同一の町有地にあり、温泉運営する上で必要な建物等であることから、温泉の附属施設として町が所有し、4 月 1 日以降の新たな指定管理者に貸し付けるために購入するものです。購入しようとする社員寮は平成 11 年建築の木造二階建て、延べ床面積 330.88 平方メートル、間取りは個室 5.3 畳部屋が 10 室、5.7 畳部屋が 1 室、7.5 畳部屋が 1 室、18 畳部屋が 1 室の計 13 室です。そのほか食堂スペース、共同トイレとなっており、購入予定価格は固定資産評価額の 8 割としてございます。また、プレハブ小屋は資材保管、小型機械保管等のために使用しているもので、平成 15 年購入 3 点に坪タイプのもので 2 棟 1 坪タイプのもので 1 棟となっております。17 節備品購入費 788 万 5,000 円は、同じく株式会社新冠ヒルズ代表取締役鳴海修司が所有するベッドを購入するための増額です。ベッドはホテル施設に必要な不可欠な備品であることから、施設所有者である町が取得し 4 月 1 日以降の新たな指定管理者に貸し付けるために購入しようとするものです。購入しようとするベッドは令和 2 年に更新されたので、アンデル社製のシングルベッド 108 台で、購入予定価格は帳簿価格の 8 割としております。なお、指定管理者に対する貸付金額は協議で定めた年額を 5 年間指定管理料から控除し、6 年目に無償譲渡する予定となっております。

ます。7ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費、350万に追加は町道に係る除雪業務委託の増額で、2月末時点の不足額及びおおむね同じ額を今後の見込み額として計上しております。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、9万3,000円の追加は新冠小学校のロータリー等に係る除雪業務委託料の増額。3項中学校費、1目学校管理費、10万2,000円の追加は中学校のロータリー等に係る除雪業務委託料の増額。8ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費、8万9,000円の追加は子ども園駐車場に係る除雪業務委託料の増額。5項社会教育費、7目町民センター費、7万3,000円の追加は町民センター駐車場に係る除雪業務委託料の増額。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。18款繰入金、1項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金、2,019万6,000円の追加は不足する財源調整のため基金から繰り入れ財源措置するものです。

以上が、議案第23号 令和3年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。ご審議賜り、提案とおりが決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出とも款ごとに一括質疑で行いますので、質疑内容取りまとめ簡潔に行うようお願いいたします。

歳出から質疑に入ります。発言を許可いたします。議案書6ページ、2款総務費、ありませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） ことしについては積雪量が非常に多いという新冠町、全道的にそうだったと思いますけれども、除雪費につきましては平年に比べて、あるいは昨年に比べてどの程度上昇しているのかということについて、1点目伺いたい。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。いま2款ですけども全体的に共通するもので、私の方から全体的な傾向を説明させていただきます。うちは町道所管してございすけども、例年道路でいけば450万の予算をいただいてスタートをさせていただいております。今年度今回の補正を含めまして1,300万ぐらいになろうとしております。昨年も一千弱補正をいただいてやっている状況でございます。議員皆様もご存じですけども、特に1月、2月これは昨年より除雪の回数、もちろん積雪深が実際数字的にも上回っているという状況でございまして、なかなか雪の降り方で除雪の出動も変わるのでですけども、まず昨年より回数もふえていると、なかなか連続して降っている状況でございまして、それにございのように雨、暖気というのも実際2月の下旬にございまして。それに伴う道路でいけばその辺の除雪の、また降雪じゃなくその暖気に対する除雪とかも発生しております。そういう中でトータル的に昨年も多かったですけども、それ以上にことしが多くなる傾向になってるということでご了承願います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、6款商工費。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） レ・コードの湯のホテルのベッドの話がありましたけれども、108基新規に購入するということでそういう説明でしたよね。

（「今のを買い取りする」という声あり）

○11番（堤俊昭君） 今までのを買い取る、すいませんわかりました。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 先ほどの総務課長の説明の中で直接取引なので詳細に説明しますというふうに申されておりましたが、この専門用語といいますか同一人物同士でのやりとりということでしたけども、この詳細説明をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 答弁させていただきます。今回6款の補正予算は株式会社新冠ヒルズから町が資産を買い取る、そのために措置しているものでございます。買い取る時売り手の株式会社新冠ヒルズと買い手となる町の新冠町の代表者が同一人物、言ってしまうと同一人物、別人格の取引ということになります。双方にこれは会社法の用語で言うと利益相反取引という範疇になるそうです。それはそのとき双方に不利益が生じかねない、恣意的な取引が起こり得るということで、それぞれの機関でチェックをする必要があるといった法の規定がございます。今回、新冠町議会におきまして補正予算の議決をいただきたいというふうに提案させていただいておりますが、実質売買の承認を得たいという議案になるかと思っております。売買の目的対象物を詳細に説明しましてご理解をいただいた上で、ご承認をいただくことで取引の明瞭性に努めたいといった趣旨の詳細に説明をさせていただいたといった次第でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 17節の備品購入費についてお伺いいたします。ただいまの説明ではベッドということでございましたけれども、新冠ヒルズが所有している備品というのはベッド以外にもあると思うのですけれども、この金額はベッドのみということでよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） この金額はベッドのみです。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 以前の説明では精算する場合には新冠ヒルズの備品を見積もって、それを赤字というかそういうものの補填にも充てたいというような答弁をいただいております。

ましたけども、その辺をどのようになっているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） ほかの備品につきましては購入から年次が経てございまして、償却がすべて完了してございまして償却価値として残っていないということで残価が残っていないということで買い取ることがないということになります。

○議長（荒木正光君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、7ページ、土木費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページから8ページ、9款教育費、ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 小学校費の部分で質問いたします。先ほどの説明で除雪の補正は新冠小学校と私認識したのですが、朝日小学校も入っているのかどうか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 今回計上させていただいている部分は新冠小学校の除雪費ということになります。朝日小学校につきましては地域のご厚意をいただきまして、地域の方に担っていただいているということでございまして、今回計上はしてございません。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございせんか。

山本副町長

○副町長（山本政嗣君） 申しわけございません。企画課長が先ほど竹中議員のご質問にお答えいたしましたけれども、ヒルズの資産の中にはまだ価値のある資産がございます。で、今回購入しようとするのはこの建物に付随するものとそれからベッドを購入させていただくということで、その中で会社としては精算行為を今盛んに作業をしております。で、今後の進捗状況の中でまたさらにみずからの資産を現金化しなければいけないような事情が出てきた際には、改めて町がその資産を買い取ることがどうなのかということについて町の方で検討し、また議会の方にも協議をさせていただきながら購入について検討するという要素は残っております。先ほど、ほかなものについては資産価値がゼロというような話ししましたけれども、ほとんどがそういうものでありますけれども、あと数100万の資産価値のあるものというのは経理上残っておりますので、そのものを現金化する必要性が出てきた場合については、また町の方で購入が適当かどうかということも含めて検討することになりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） ただいま副町長から訂正がありましたけども、竹中議員よろしいですか。

○6番（竹中進一君） はい。

○議長（荒木正光君） 9款、ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に移ります。

戻って5ページお開きください。18款繰入金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第1号

○議長（荒木正光君） 追加日程第2、発委第1号 ロシアによるウクライナ振興に抗議する決議については、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会 但野裕之委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、別紙のとおり新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、提出しようとするものです。

次のページをお開きください。ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議。本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行い、さらに核兵器使用について言及し、国際社会を挑発している。このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし明らかに国際憲章に違反する行為であり、被爆国である日本国民として、またロシアと国境を接する町民としても断じて容認できない。我々新冠町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に安全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。以上、決議する。令和4年3月17日、新冠町議会。

以上が、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてです。ご審議賜り、採択くださるようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ご異議なしと認めます。

これより発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は決議することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(荒木正光君) これをもって本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和4年第1回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(荒木正光君) これをもって、令和4年第1回新冠町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時31分 閉会)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員